

平成27年度 足立区公契約等審議会 第3回定例審議 概要

開催日時 及び 場所	平成28年1月29日（火） 14時00分～15時30分 足立区役所11階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 大橋 恵 委員	
審議対象年度	平成26年度	
審議案件	1 定例審議案件 議案第1号 工事契約 東和保健総合センター一時移転改修工事 議案第2号 工事契約 本庁舎議場ほか1か所特定天井改修工事設計委託 議案第3号 物品契約 放置自転車対策業務委託 議案第4号 物品契約 樹木等維持管理委託 ※ 審議案件の抽出は委員による。 2 報告事項 (1) 旭化成建材の杭打ち偽装における対応について（西新井小学校） (2) 平成27年度の不調・不落について（10月～12月） (3) 平成27年度の低入札価格調査案件について（10月～12月） (4) 平成27年度の入札参加停止および指名停止について（10月～12月） (5) 国民健康保険業務運営委託の再開について (6) 第一期定期監査における意見・要望事項の措置事項について（修正）	
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
審議会 による報告又は意見 の具申	1 定例審議案件4件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、了承した。 なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。	

	意見及び質問	回答
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	工事契約案件 2 件 議案第 1 号 東和保健総合センター一時移転 改修工事 ①希望型指名競争入札は、事業者 の方から施工を希望するのか。 ②施工を希望して申込んでいるの に辞退したのは、予定価格の問題 ではないか。 【第 1 号議案了承】 議案第 2 号 本庁舎議場ほか 1 か所特定天井 改修工事設計委託 ①この業者を選定した主たる理由 は何か。 ②予定価格と契約金額が同じなの はなぜか。 【第 2 号議案了承】	○参加資格要件は発注票で提示する。 発注業種は建築工事、足立区に登録 している業者であること。区内に本 店があること。格付けは通常 A か B のところ C や D も可とした。過去 7 年間に予定価格と同等の施工実績が あること。こうした条件を満たす業 者に手をあげてもらい、条件を満た す業者を指名している。 ○ここはかつて東部公園管理事務所 だった。既存建物の改修工事なので 業者にとっては手間がかかり、本設 よりも利益は薄い。資材高騰などの ため見積が予定価格を超過し、辞退 したものと思われる。 ○本庁舎建設時の設計・監理業者であ る。予定価格が 3 0 0 0 万円を超え る案件は、大手の設計業者でないと 対応が難しい。既存の吊天井の改修 は実例が少ないため、設計・監理業 者以外に依頼しても受ける業者がい ない。 ○随意契約は競争入札と異なり、最初 の見積金額で契約することが多い。

委員からの 意見及び質問 それに対する回答	物品契約案件 2 件 議案第 3 号 放置自転車対策業務委託 ①自転車放置禁止区域は決まっているのか。 ②駅周辺から 3 0 0 m とあるが、駅を中心に放置自転車を撤去するのか。 ③どの業務にいくらかかるか内訳書の提出は求めないのか。 ④毎年業者は替わるのか。 【第 3 号議案了承】 議案第 4 号 樹木等維持管理委託 ①作業結果はどのように確認しているのか。 ②区外業者のアゴラ造園はどこの地域を管理しているのか。 【第 4 号議案了承】	○駅周辺から概ね 3 0 0 m を放置禁止区域と指定している。 ○基本的には放置禁止区域であるが、放置禁止区域外にも児童遊園等に放置する場合がある。放置禁止区域外の区立公園や区立児童遊園に放置された自転車等には警告後に撤去する。禁止区域内は即時撤去するが、禁止区域外は警告札取付から 3 日間の猶予期間がある。 ○業務委託契約は一部の契約を除き、内訳書の提出は求めている。主管課は、下見積の際に内訳書をもらうこともあるが、工事契約の見積書のような詳細な積算ではない。 ○業務委託契約は区が業者を指名している。毎年同じ組合せではなく入れ替えている。 ○報告書の提出を求め、職員が確認した後に支払する。作業内容によっては業者に作業前と作業後の写真を撮らせており、業者任せではない。 ○アゴラ造園はチップ材やチップ化を担当している。チップ化する機械は特殊で所有する業者も少なかった。最近は区内業者も所有しているが、引き続きアゴラ造園とも契約している。
---	---	---

平成２７年度 足立区公契約等審議会 第３回公契約制度検討審議 概要

開催日時 及び 場所	平成２８年１月２９日（火） １５時３０分～１５時４５分 足立区役所１１階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 大橋 恵 委員	
審議案件	１ 公契約制度検討審議案件 議案第５号 平成２８年度入札・契約制度の変更について 議案第６号 平成２８年度労働報酬下限額答申の付帯意見について 議案第７号 平成２７年度設備環境管理業務委託の評定結果について	
審議会による報告 又は意見の具申	公契約制度検討審議案件３件について内容を確認し、妥当であることを了承した。	
質疑・意見等 （要 旨）※	議案第５号 平成２８年度 入札・契約制度の 変更について 議案第６号 平成２８年度労働 報酬下限額答申の 付帯意見について	- 平成２８年度入札・契約制度の変更について契約課長が説明 ○最低制限価格の設定範囲を予定価格５００万円から１３０万円にすると事業者には厳しいのか。 →予定価格１３０万円以上の契約課契約は全て最低制限価格を設定することとなる。最低制限価格を下回る入札金額は失格となる。 ○建設共同企業体に対する取扱いとして、対象となる設計金額が上がるとどうなるのか。 →設備工事の場合、これまでは予定価格１億円以上の案件は２者もしくは３者のＪＶを組まなければならなかったが、１億５０００万円まで引き上げると、その金額までの工事は１者でできるようになる。業者数が少なくなるにつれ、ＪＶを組もうとしても構成員がいないのが実情である。 ○一者でも技術的に問題はないのか。 →問題はない。 ⇒入札・契約制度の変更について、委員全員の了承を得た。 - 平成２８年度労働報酬下限額答申における付帯意見について契約課長が説明 ○足立区の労働報酬下限額は東京都の最低賃金よりも高く設定しているのか。 →足立区の臨時職員単価には交通費相当分が含まれ

質疑・意見等 (要 旨) ※	議案第 7 号 平成 2 7 年度設備 環境管理業務委託 の評定結果について	ているため、東京都の最低賃金よりも若干高めである。 ○臨時職員に交通費は支給していないのか。 →支給していない。 ○労働報酬下限額も同じ考えなのか。 →条例制定後、初の審議会において、平成 2 6 年度労働報酬下限額を決める際、事務局案は交通費相当分を除いた端数の金額を提示した。 ところが、委員の中から端数があるよりも切りの良い金額の方が良い、臨時単価職員と同額の方が良いとの意見があったので端数をなくした。 ⇒労度報酬答申書における意見として、複数年にわたる契約や協定に関する取扱いを来年度変更することについては委員全員の了承を得た。要望事項や課題についても改善に向け、引き続き検討するよう要望があった。 ・平成 2 7 年度設備環境管理業務委託の評定結果について、契約課長が説明 ○優良は何点なのか。 →8 0 点以上である。 ○評定結果は、受託者にも通知するのか。 →評定結果そのものではなく、総合評価結果の「普通」だけを通知する。 ○所見についても通知しないのか。 →通知しない。所見の内容は日頃の指導事項なので、業者は分かっている。 ⇒平成 2 7 年度設備環境管理業務委託の評定結果について、委員全員の了承を得た。庁舎管理課長には、今後も引き続き事業者に対して履行内容の品質確保を促していくよう要望があった。
---------------------------	---	--

※ 質疑・意見（要旨）は議題の項目別にまとめたため、発言の順序と異なる場合があります。